

## 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定制度実施要領

1. (目的) 自殺対策を担う人材としてゲートキーパー薬剤師を養成認定し、地域におけるゲートキーパーの役割を担い、自殺予防啓発の活動を行うことを目的とする。
2. (名称) 名称は、「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」とする。
3. (認定要件) 次の要件を満たすものを、岩手県薬剤師会会長が認定する。
  - ① 薬剤師免許証取得3年を経過していること。
  - ② 岩手県薬剤師会会員であること。
  - ③ 地域薬剤師会または岩手県薬剤師会が実施した自殺対策を担う人材(ゲートキーパー)養成研修会を2回以上受講したものであること。
  - ④ 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動することを希望するもの。
4. (申請)
  - (1) 3.の認定要件を満たすものは、岩手県薬剤師会がホームページに掲載する「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書に、必要事項を記入し、岩手県薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
  - (2) 認定申請の受け付けは、毎年次の期間とする。  
Ⅰ期 3月1日～3月31日(認定日は4月1日)  
Ⅱ期 9月1日～9月30日(認定日は10月1日)
  - (3) 岩手県薬剤師会は、当該認定申請書の記載事項を確認したうえで、認定証を交付する。
5. (更新要件) 次の要件を満たす「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」は、認定を更新する。
  - ① 地域薬剤師会または岩手県薬剤師会が実施した自殺対策を担う人材(ゲートキーパー)養成研修会を3年間に2回以上受講したものであること。
  - ② 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動していること。
6. (更新)
  - (1) 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」は、原則3年ごとに更新する。
  - (2) 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」の認定を更新する場合は、期間満了までに岩手県薬剤師会がホームページに掲載する更新申請書を岩手県薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
  - (3) 岩手県薬剤師会は、当該認定更新申請書の記載事項を確認したうえで、更新認定証を交付する。
  - (4) 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」の認定更新については、岩手県薬剤師会ホームページの当該リストに更新した旨掲載する。
7. (その他)
  - (1) 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定証の再発行を希望する場合には、岩手県薬剤師会がホームページに掲載する再発行申請書を岩手県薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
  - (2) 再発行は有料とする。
  - (3) 本要領は、平成26年4月1日より実施する。

岩手県薬剤師会 行 (FAX 019-653-4592)

「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書

申請年月日	平成 年 月 日 ( )	
申請者氏名	(印)	
申請者住所	〒	
	TEL	FAX
申請者勤務先	〒	
	TEL	FAX
所属地域薬剤師会名		
日本薬剤師会会員番号		
参加した ゲートキーパー 養成研修会	実施期日	実施場所
日本薬剤師研修センター 認定薬剤師認定年月日		
備考		

\* 太枠の中は必須事項です。必ずご記入ください。

\* 参加したゲートキーパー養成研修会は、必ず2研修会以上ご記入ください。

\* 岩手県薬剤師会事務局使用欄(記入しないでください)

申請書受付	会長	副会長	専務理事	21 委員会長	事務局長
決済					
認定期日					
認定番号					

岩手県薬剤師会 行 (FAX 019-653-4592)

「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」更新申請書

申請年月日	平成 年 月 日 ( )	
申請者氏名	(印)	
申請者住所	〒	
	TEL FAX	
	TEL FAX	
申請者勤務先	〒	
	TEL FAX	
	TEL FAX	
所属地域薬剤師会名		
日本薬剤師会会員番号		
ゲートキーパー認定期日	平成 年 月 日	
ゲートキーパー認定番号	岩 薬 第 号	
参加した ゲートキーパー 研修会 (自殺対策関連研修会 を含む)	実施期日	実施場所
日本薬剤師研修センター 認定薬剤師認定年月日		
備考		

\* 太枠の中は必須事項です。必ずご記入ください。

\* 参加したゲートキーパー養成研修会は、必ず2研修会以上ご記入ください。

\* 岩手県薬剤師会事務局使用欄(記入しないでください)

申請書受付	会長	副会長	専務理事	21 委員会長	事務局長
決済					

「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定証再発行申請書

申請年月日	平成 年 月 日 ( )	
申請者氏名	㊟	
申請者住所	〒	
	TEL	FAX
申請者勤務先	〒	
	TEL	FAX
所属地域薬剤師会名		
日本薬剤師会会員番号		
認定期日	平成 年 月 日	
認定番号	岩 薬 第 号	
参加した ゲートキーパー 養成研修会 (自殺対策関連研修会 を含む)	実施期日	実施場所
日本薬剤師研修センター 認定薬剤師認定年月日		
備考		

\* 太枠の中は必須事項です。必ずご記入ください。

\* 参加したゲートキーパー養成研修会は、必ず2研修会以上ご記入ください。

\* 岩手県薬剤師会事務局使用欄(記入しないでください)

申請書受付	会長	副会長	専務理事	21 委員長	事務局長
決済					

## 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定制度をスタートするにあたり 認定要件の解説 と 該当となる研修会の例

- 薬剤師免許証を取得してから3年経過していること。
- 3年以内に開催された自殺対策人材養成研修会等を2回以上受講していること。
- 申請する時点で岩手県薬剤師会の会員であること。
- 申請期間は、毎年3月1日～31日、9月1日～30日の2回とする。今年度は、認定制度の十分な周知のため、申請期間を平成26年4月1日から9月30日とし、初回認定は10月1日付けとする。
- 日本薬剤師研修センターの認定薬剤師であることは、努力目標とし認定要件には入れない。
- 県薬事業として実施した自殺対策人材養成研修を以下の表に示す。
- 認定要件とする研修会は以下の表のほか、地域薬剤師会等で開催する自殺対策関連研修会も含むものとする。その場合は、県薬事務局に研修会の内容が分かる資料(開催案内等)を提出すること。研修会後の報告には、参加者名簿を添付すること。
- 認定要件となる研修は、日本薬剤師研修センターの認定研修となる研修(集合研修、グループ研修、自己研修、など)に該当するものであること。

表 平成24・25年度の自殺対策を担う人材養成研修会として報告のあった研修会一覧

	主催	開催日時	開催場所	内容
平成25年度	花巻	H25年8月24日(土)15:45～16:15	あえりあ遠野	自殺対策を担う 人材養成研修会
	北上	H25年10月8日(火)19:00～20:30	ホテルシティプラザ北上	
	奥州	H25年12月12日(木)19:00～20:30	水沢サンパレスホテル	
	一関	H25年12月5日(木)19:00～20:30	ベリーノホテル一関	
	気仙	H25年12月4日(水)19:00～20:30	県立大船渡病院会議室	
	釜石	H26年2月19日(水)19:00～21:00	せいてつ記念病院会議室	
	宮古	H25年10月5日(土)15:30～17:40	レストランほりた	
	久慈	H26年2月13日(木)19:00～20:30	ケアサポートホソタ会議室	
	県薬	H26年2月15日(土)14:00～17:15	盛岡市立病院2F会議室	
平成24年度	盛岡	H24年8月29日(水)19:00～21:00	アイーナ804A号室	自殺対策を担う 人材養成研修会
		H24年8月29日(水)19:00～21:00	岩手県精神保健センター	
		H24年12月5日(水)19:00～21:00	アイーナ501号室	
	花巻	H25年3月12日(火)18:30～21:00	ホテル花城	
	北上	H25年2月5日(火)19:00～21:00	ホテルシティプラザ北上	
	奥州	H24年11月15日(木)19:00～20:30	水沢サンパレスホテル	
	一関	H25年2月7日(木)19:00～21:00	ベリーノホテル一関	
	遠野	H24年11月20日(火)19:00～20:30	あえりあ遠野	
	釜石	H25年2月20日(水)19:00～21:00	青葉ビル1F研修室	
	宮古	H24年10月10日(水)19:45～21:00	宮古合同庁舎(宮古保健所)	
	久慈	H24年12月13日(木)19:00～20:30	ケアサポートホソタ会議室	
	二戸	H24年11月21日(水)19:00～20:30	シビックセンター	

